

令和5年(2023年)

9/21

No.1550

区のおしらせ

ちゅうおう

第71回中央区観光商業まつり

10月2日(月)~11月12日(日)

協賛行事は2面へ

やげん堀移動商店街 縁日まつり



大江戸活粋(かっき)パレード



祭りは 粋なもの縁なもの。



日本橋恵比寿講べったら市



築地 秋まつり



オータムギンザ(銀茶会)

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページ Eメールアドレス

オープニング セレモニー

期間中に開催されるイベントを紹介する他、区内商店街などのキャラクターによるオリジナル手拭い配布や、弦楽四重奏の音楽演奏を行います。

日時
10月2日(月) 午前11時~
会場
ヤエチカメイン・アベニュー

中央区観光商業まつり
実行委員会事務局
☎(3546)5329

中央区観光商業
まつり公式HP



粋な逸品 プレゼントキャンペーン

ご応募いただいた方の中から、抽選で1,000名様に区内商店街の逸品をプレゼントします。

はがきでの応募

10月18日(消印有効)までに中央区観光商業まつりのチラシ裏面の申し込みはがきまたは郵便はがきに必要事項を記入し、切手を貼付して投函する。

応募フォームからの応募

10月18日(水)午後11時59分までにHP内の応募フォームから申し込む。

共通

- ◎応募は1人1回限り
- ◎当選者の発表は、商品の発送をもって代えさせていただきます。
- 発送時期は11月中旬以降を予定
- ◎商品は選べません。

ハッピーハロウィンウィーク

商店街と百貨店などの商業施設が、区内各地で「ハロウィン」を共通テーマとしたイベントや装飾を行います。一部、期間前から開始するものや事前申し込みが必要なイベントがあります。

期間 10月21日(土)~31日(火)

東京まん真ん中

味と匠の大中央区展

区内の名店・老舗などによる物産展を開催します。

日程
10月25日(水)~30日(月)
午前10時~午後7時
(最終日午後6時終了)

会場
日本橋三越本店本館7階催物会場



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

「区のおしらせ ちゅうおう」は毎月1日、11日、21日の月3回発行。次回10月1日号は町会・自治会配布です。



第71回 中央区観光商業まつり 協賛行事



中央区観光商業まつり 協賛行事一覧

凡例
お問い合わせ(申込)先
HP
ホームページ
Eメールアドレス

名称	日程	会場など	問い合わせ先
第16回 EDO ART EXPO / 第12回 東京都の児童・生徒による“江戸”書道展	9月22日(金)~10月10日(火)	区内の名店、企業、ホテルや文化・観光施設など約30カ所	特定非営利活動法人 東京中央ネット ☎(5859)5188
月島もんじゃ 秋のありがとうフェア	9月30日(土)~10月8日(日)	月島もんじゃ振興会協同組合事務所および各加盟店舗	月島もんじゃ振興会協同組合 ☎(3532)1990
日本橋二丁目通町会商店会 オータムフェア2023	10月2日(月)~11月12日(日)	日本橋二丁目中央通り周辺	日本橋二丁目通町会商店会 ☎(3272)1448(平日午後3時~6時)
おもてなしフェア 日本橋北詰2023	10月2日(月)~11月30日(木)	日本橋北詰地域(室町、本町、本石町)	日本橋北詰商店会事務局(月刊日本橋内) ☎(6202)1221(平日午前10時~午後6時 日本語対応のみ)
第18回中央区アンテナショップスタンプラリー	10月6日(金)~25日(水)	各アンテナショップ	中央区・アンテナショップ連携推進協議会 ☎(3546)5624
トルナーレ日本橋浜町商店会大抽選会2023	10月9日(祝)	トルナーレ広場	トルナーレ日本橋浜町商店会 ☎(5643)7910
日本橋恵比寿講べったら市	10月19日(木)・20日(金)	宝田恵比寿神社周辺	日本橋恵比寿講べったら市保存会 ☎090(4674)7071
相森べったら市		相森神社周辺	相森べったら市保存会 ☎090(7257)6989
宝田恵比寿べったら音頭大会	10月20日(金)	宝田恵比寿神社周辺	宝田恵比寿べったら音頭保存会 ☎090(4674)7071
オータムギンザ2023	10月20日(金)~11月5日(日)	銀座エリア	全銀座会催事委員会 ☎(3561)0919
やげん堀移動商店街 縁日まつり	10月28日(土)・29日(日)	東日本橋二丁目不動院通り	東日本橋やげん堀商店会 ☎(3866)3706
第50回日本橋・京橋まつり「大江戸活粋(かっき)パレード」	10月29日(日)	京橋三丁目から日本橋室町三丁目までの中央通り	日本橋・京橋まつり実行委員会(東京中央大通会・室町大通会) ☎(3561)7348
日八会秋のお江戸まつり		日本橋プラザビル南側広場	日八会 info@28kai.jp
秋の名橋「日本橋」粋だね市		「日本橋」橋詰広場	名橋「日本橋」保存会 ☎(3274)6263
新富町はしご酒2023		新富商栄会参加店舗	新富商栄会(Coulis 折笠) ☎(6228)3288
浜町 移動商店街		浜町公園	浜町商店街連合会 ☎(3666)5912
月島 秋の大抽選会	11月1日(水)~12日(日)	もんじゃストリート	月島西仲共栄会商店街振興組合 ☎(3531)0076
第17回にんぎょうちょうの人形市	11月2日(木)~4日(土)	人形町通り	人形町商店街協同組合 ☎(3666)9064
築地 秋まつり	11月3日(祝)・4日(土)	築地場外市場商店街	築地場外市場商店街振興組合 ☎(3541)9466
人形町まつり	11月5日(日)	人形町通り	人形町商店街協同組合青年部三水会 ☎(3666)9064
コロコロコロリングゲーム		甘酒横丁(人形町通り側)	甘酒横丁商店会 ☎(3666)7662



八重洲通りで道路空間を活用した 社会実験を実施します



日程
10月3日(火)~31日(火)
午前8時~午後10時
◎荒天の場合は中止となる場合があります。
実施場所
八重洲通りの一部
(東京ミッドタウン八重洲前)

内容
快適な歩行環境の形成に向け、期間を限定してデッキ、ベンチやキッチンカーなどが設置されます。歩行者が憩える空間が創出される他、にぎわいのためのイベントも開催されますので、ぜひお越しください。
◎詳しくはHPをご覧ください。

問(一社)東京駅前地区まちづくり推進協議会
☎(6380)0363



▲東京駅前地区まちづくり推進協議会HP

10月は「3R推進月間」

皆さんは、3Rという言葉をご存じですか。

3R (Reduce、Reuse、Recycle)は、ごみを減らし、循環型社会を形成していくためのキーワードです。

リデュースとは、ごみの発生を抑制し、ごみを減らす工夫をすることです。3Rの中で、最も効果的で重要なものです。

リユースとは、何度も繰り返し使うことです。ごみとして捨てる前に修理したり、他の人に譲ったりするなど、もう一度生かす方法を考え、物を大切にすれば、ごみを減らすことができます。

リサイクルとは、製品として使えなくなったものを資源として新しい製品の原料に(再資源化)することです。そのためには、正しいごみの分別が必要です。また買い物の際に、積極的に再生品を選ぶことで、リサイクルの輪が完成します。

3Rを実践することは、環境負荷の少ない「循環型社会」の実現につながります。私たち一人一人の意識と行動が社会を変える原動力となります。今日から3Rを実行し、環境に優しい生活を始めてみませんか。

問・リデュース・リサイクルについて

中央清掃事務所清掃事業係

☎(3562)1523

・リユースについて

環境課環境啓発係

☎(3546)9592



リサイクルハウスかざぐるまをご利用ください

リサイクルハウスかざぐるまでは、家庭で不用になった衣類・雑貨などの展示販売、不用品交換情報の掲示などを行っています。

当施設を活用し、3Rの推進にお役立てください。

問リサイクルハウスかざぐるま箱崎町

☎(3668)5037

リサイクルハウスかざぐるま八丁堀

☎(6275)2961

◎かざぐるま八丁堀は9月15日から出品物の受け付けを開始していますが、展示販売は10月1日から行います。



ジモティーでリユースしませんか？

地元の掲示板サイト「ジモティー」を利用すると、まだ使える不要な物品を必要とする人へ譲ることができます。また、必要とするものを譲ってくれる人を探すことができます。

ジモティーの特徴

- ・地元の掲示板なので、引き取り希望者を見つけやすい
- ・登録料や利用料はすべて無料
- ・チャットで簡単に取引可能



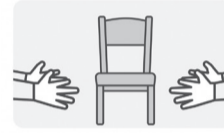
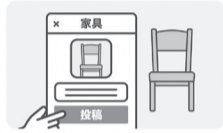
区HP

問環境課環境啓発係

☎(3546)9592

ジモティーの利用方法

1. 品物を撮影して投稿!
2. 問い合わせが来たら日程を調整
3. 品物を引き渡して...
4. 相手にお礼をおくって完了!



「食品ロス」の削減にご協力ください

「食品ロス」とは、食べ残しや売れ残りにより、まだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品のことです。

日本では1年間で約523万トンの食品ロスが発生しており、1人当たり毎日お茶碗1杯分(約114g)の食品を捨てていることとなります。

一人一人の日常生活でのちょっとした工夫や意識の向上が、大きな削減につながります。

ぜひ食品ロスの削減にご協力ください。

ちゅうおう食べきり協力店をご利用ください

区では、食品ロスの削減に取り組む区内の飲食店や食品販売店などを「ちゅうおう食べきり協力店」として区HPで紹介しています。

ちゅうおう食べきり協力店を利用して、美味しく食べきりましょう。

協力店での取り組み

- ・小盛メニューやハーフサイズなどの設定
- ・ばら売りや量り売りなどによる食品の提供
- ・賞味期限または消費期限の近い食品の割引販売 など

◎協力店は随時募集しています。詳しくはちゅうおう食べきり協力店HPをご覧ください。

フードドライブ

区ではフードドライブを実施しており、家庭で余った食品を受け付け、区内の子ども食堂などに提供しています。家庭で使い切れずに余っている食品類がありましたら、お持ち寄りください。

なお、受付窓口や受付時間はフードドライブHPをご確認ください。

問・「食品ロス」の削減について

中央清掃事務所清掃事業係

☎(3562)1523

・フードドライブについて

環境課環境企画係

☎(3546)5408



このステッカーが目印です。



▲フードドライブHP



▲ちゅうおう食べきり協力店HP

10月1日から事業系有料ごみ処理券料金が変わります

東京23区の廃棄物処理手数料が改定されることに伴い、事業系有料ごみ処理券の料金を改定します。

新しい事業系有料ごみ処理券の販売

10月1日から、区内の主なコンビニや小売店(ごみ処理券取扱所ステッカーの貼ってあるお店)で販売

現行の事業系有料ごみ処理券の使用期限

9月30日まで(使いきれなかった場合、10月31日までは差額の追加負担なく使用できます。11月1日以降、現行券が貼られた資源やごみは収集できません)

現行券の返金(還付)

所定の手続きにより口座振込で返金(還付)します。

◎現行券・旧券共に随時行っています。

現行券と新券の差額交換

現行券に、新券との差額を添えることで、同券種・同枚数の新券と1枚単位で交換できます。

交換期間

10月2日～令和6年3月29日
(土・日、祝日、年末年始は除く)

交換場所

中央清掃事務所

◎平成29年10月1日以降に区が発行した事業系有料ごみ処理券に限る。

◎郵送による手続きは行いません。

返金(還付)・差額交換の対象

中央区が発行した事業系有料ごみ処理券で、台紙から貼がれていないものに限りです。

その他、詳しくは区HPをご確認ください。

問中央清掃事務所管理係

☎(3562)1522



区HP



マラソングランドチャンピオンシップ(MGC) 東京レガシーハーフマラソン2023が開催されます



日程

10月15日(日)

種目

フルマラソン(男子・女子)ハーフマラソン(男子・女子・車いす男子・車いす女子)

スタート時刻(国立競技場)

マラソングランドチャンピオンシップ(MGC)

・午前8時 フルマラソン(男子)
・午前8時10分 フルマラソン(女子)

東京レガシーハーフマラソン2023(TLH)

・午前7時45分 車いす
・午前9時50分 ハーフマラソン

主催

(公財)日本陸上競技連盟/(一財)東京マラソン財団

区内コース

当日はマラソンコースを中心に交通規制(別表1)が行われます。また、自転車や歩行者のコース横断も規制されます。詳しくは交通規制お問い合わせ窓口へお問い合わせください。

別表1 区内交通規制の区間・時間

区間(コース)	道路名(通称を含む)	規制時間
須田町⇄日本橋北詰	中央通り	午前7時35分~11時50分
日本橋北詰⇄日本橋三丁目		午前7時35分~10時35分
日本橋三丁目⇄銀座四丁目		午前7時40分~10時35分
銀座四丁目⇄日比谷	晴海通り	午前7時45分~10時30分

◎コースと接続している道路も車両の通行が禁止されます(コース直近の区間のみ)。



▲マラソングランドチャンピオンシップ(MGC)



▲東京レガシーハーフマラソン2023

コース沿道の自転車・置き看板などの撤去

コース沿道での自転車・バイクの駐輪、置き看板などの設置はご遠慮ください。放置してある物件は、区で移動・撤去する場合があります。

交通規制お問い合わせ窓口

☎(6706)2441

江戸バスの一部迂回運行

10月15日(日)は江戸バス北循環の始発から中央区役所午前11時58分発まで、別表2のバス停には停車しません(南循環は、通常どおり運行します)。

交通課交通対策係

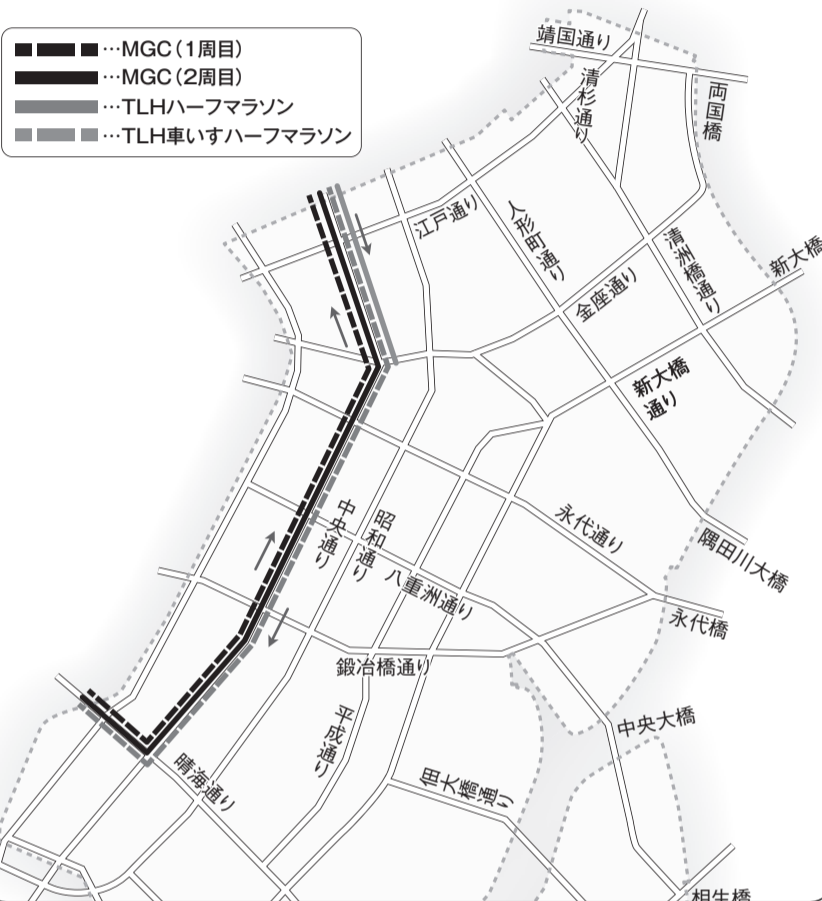
☎(3546)5413

◎マラソングランドチャンピオンシップ(MGC)/東京レガシーハーフマラソン2023が中止となった場合、交通規制や江戸バスの迂回運行は実施しません。マラソンの実施の可否は各HPなどでご確認ください。

別表2 10月15日(日)の江戸バス運行情報

バス停	停車しない時間帯
八重洲通り西	午前8時6分発~12時6分発
東京駅八重洲北口	午前8時11分発~12時11分発
呉服橋	午前8時12分発~12時12分発
本石町一丁目(日本橋三越前)	午前8時14分発~12時14分発
本石町三丁目	午前8時15分発~12時15分発
新日本橋駅	午前8時17分発~12時17分発
室町二丁目(コロド室町前)	午前8時18分発~12時18分発
日本橋保健センター	午前8時21分発~12時21分発

中央区内コース図



第77回区民体育大会

空手道大会

日時 11月12日(日) 午前10時~
会場 総合スポーツセンター主競技場
対象 中央区空手道連盟登録者
◎参加には中央区空手道連盟への事前登録が必要です。

競技種別

形・組手

競技方法

トーナメント

申し込み方法

10月10日(必着)までに所定の申込用紙に記入の上、区へ郵送で申し込む。

中央区空手道連盟事務局

〒104-0051
中央区佃2-2-11-3705
中央区空手道連盟事務局
金谷宛て
☎090(3515)0621

卓球大会(団体)

日時 11月19日(日) 午前9時30分~
会場 総合スポーツセンター主競技場
対象 区内在住・在勤・在学者および連盟登録者

競技方法

ブロックリーグ

費用

1チーム3,000円(申込時に納入)

申し込み方法

10月23日~27日(必着)に所定の申込用紙に記入の上、区へ参加料を添えて郵送(現金書留)で申し込む。

中央区卓球連盟

〒104-0042
中央区入船1-2-8-104
山口方 中央区卓球連盟
☎090(2156)9045

バレーボール大会

日時 男子 12月3日(日)
女子 12月9日(土)
午前9時30分~

会場

総合スポーツセンター主競技場

対象

区内在住・在勤・在学者および連盟登録団体(小・中学生を除く)

競技種別

9人制バレーボール男子・女子

競技方法

原則としてトーナメント(チーム数により決定する)

参加人数

監督、コーチ、マネージャー各1人、選手15人以内(選手については大会申込時に、18人まで登録可)

◎組み合わせ抽選は連盟にて事前に行い、各チームへ連絡します。

費用

4,000円

申し込み方法

11月1日正午(必着)までに所定の申込用紙に記入の上、中央区体育協会事務局へ郵送で申し込む。

共通

実施要項および申込用紙は区役所8階中央区体育協会事務局窓口で配布する他、区からダウンロードできます。

〒104-8404

中央区築地1-1-1

中央区体育協会事務局

☎(3546)5729



中央区体育協会

認可保育所などの
入園 転園 延長保育
申し込み受け付け(令和6年4月分)

令和6年4月から認可保育所・認定こども園(長時間・保育所部分)・地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業)に入園・転園・月極延長保育を希望する方の申し込みを受け付けます。

令和6年度保育園のご案内

配布場所

区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センター、子ども家庭支援センター「きらら中央」
 ◎区HPでもご覧いただけます。



◀令和6年度保育園のご案内

別表1
(1)対象

申し込み資格	就労または疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難、かつ集団保育が可能な子どもの保護者		
対象クラス	生年月日	対象クラス	生年月日
0歳児(57日以上)	令和5年9月2日～令和6年2月4日	3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
0歳児(7カ月以上)	令和5年4月2日～令和5年9月1日	4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日		

(2)申し込み方法

(令和6年1月・2月入園(転園)の受付期間は、4月入園(転園)(第1回)と同様です)

受付期間	
12月	10月2日～31日
令和6年1・2・4月(第1回)	10月2日～11月30日
令和6年4月(第2回)	令和6年2月1日～14日

- ◎申し込みに関する全ての書類は、受付期間内に提出してください。
- ◎4月入園(転園)(第2回)利用調整は、4月入園(転園)(第1回)で内定しなかった方、4月入園(転園)(第2回)受付期間中に新たに申し込んだ方を対象に行います。
- ◎居宅訪問型保育事業の利用調整は、4月入園(転園)(第2回)利用調整後に行います。
- ◎土・日曜日、祝日は除きます。ただし、区内認可保育所などでは土曜日でも申し込みを受け付けます。

受付場所
区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センター、区内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所

- ◎受付時間は午前8時30分～午後5時
- ◎区内認可保育所などのうち、新規開設する園では受け付けをすることはできません。
- ◎郵送でも受け付けています(申込締め切り日午後5時(必着))。特定記録郵便などの利用をお願いします。
- ◎マイナポータル「びったりサービス」によるオンライン申請も受け付けています。
- ◎マイナポータル「びったりサービス」によるオンライン申請の申込締め切り日は、利用希望月の申込締め切り日の7日前までとなります。

◀びったりサービスによるオンライン申請

必要書類	
入園を希望する方	①子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書 ②保育の必要性を証明する書類(就労証明書、診断書の写し、母子健康手帳の写しなど)
転園を希望する方	①保育所転園申込書 ②保育の必要性を証明する書類(就労証明書、診断書の写し、母子健康手帳の写しなど)
月極延長保育を希望する方	①月極延長保育申込書 ②就労証明書 ③直近3カ月の会社を退勤した時間が分かる書類
新年度分の申し込みをしており希望園・順位を変更する方	子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書兼申請内容変更届

- ◎家庭の状況によって必要書類が異なる場合があります。必ず「令和6年度保育園のご案内」で詳細をご確認ください。
- ◎「保育の必要性を証明する書類」は、令和5年10月2日以降に発行されたものをご提出ください。
- ◎海外で生活していたなどの理由により日本で課税されていない方は、年間収入申告書(会社発行の給与支給証明書を添付)をご提出ください。

☎保育課保育入園係 ☎(3546)5227・9587・5387

対象・申し込み方法

別表1のとおり
[初めて認可保育所などに申し込む方]

認可保育所などの申し込みに関する手続きの方法や必要書類などを記載している「令和6年度保育園のご案内」をご覧ください。
[令和6年2月4日までに出生予定の方]

出生前に4月入園の申し込みができます。

申し込みには、通常の申し込みに必要な書類の他、母子健康手帳(表紙と分娩予定日が記載されたページ)の写しが必要です。

令和6年2月4日までに生まれた場合は4月入園の利用調整の対象になりますが、当該日までに生まれなかった場合は、5月入園の利用調整からの対象となります。

お子さんの出生届を提出後、速やかに園へ出生証明書の写しをご提出ください。

入園の内定後も書類の提出がない場合は、内定取り消しとなります。

[転園を申し込む方]

転園の申し込み後、転園先に内定した場合は、元の保育園には戻れず、退園となります。そのため、転園を辞退する場合は、通っている保育園も退園となります。転園の意思がなくなったときは、保育所入所(転園)申込取下届を速やかに提出してください。取り下げとなるのは、提出日の直近の締め切り日となる希望月からとなります。

[既に入園・転園・月極延長保育を申し込んでいる方]

現在の申し込みは、令和5年度内に限り有効です。ただし、年度内であっても支給認定証の有効期間が切れた場合は、申し込みも有効期限切れになります。

令和6年度も引き続き入園などを希望する場合は、受付期間内に改めて申し込みが必要です。

[12月、令和6年1・2月入園(転園)の申し込み]

12月、令和6年1・2月入園(転園)の申し込み方法は、4月入園(転園)と同じです。

◎受付期間は別表1のとおり

申し込みをすることで、4月以降も有効として取り扱います。なお3月入園(転園)の取り扱いはありません。

申し込み後の注意事項

申込時から家庭や就労などの状況に変更があった場合は、申込締め切り日後であっても速やかに園へご連絡ください。

認可保育所などの新規開設予定

令和6年4月に月島地域に4園の私立認可保育所・私立認定こども園が開設される予定です(別表2)。

中央区認可保育施設一覧▶



保育園入園出張相談

事前の申し込みは不要です。保育園の入園に関して相談したいことがある方は、ぜひお越しください。日時・会場は区HPをご覧ください。

保育園入園出張相談▶



別表2 新規開設園一覧

施設名(仮称)	運営事業者	開設予定地	定員(開設時)	対象歳児	問い合わせ先
さくらさくみらいパークタワー 勝どき	(株) さくらさくみらい	勝どき4(建築中のため住居番号未定)2階	30人	5歳児 1歳児	開設準備室 ☎(6457)9539 ✉info@sakura39.jp
ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE (本園・分園)	(株) ポピンズエデュケア	晴海5(建築中のため住居番号未定)1階	124人	5歳児	開設準備室 ☎(3447)2102 ✉shinkien_kikaku@poppins.co.jp
ポピンズナーサリースクール さらさら HARUMI FLAG	(株) ポピンズエデュケア	晴海5(建築中のため住居番号未定)3階	100人	5歳児	開設準備室 ☎(6204)2620 ✉kodomoen@shibuharu.jp
渋谷教育学園 晴海西こども園	(学) 渋谷教育学園	晴海4-8-1		5歳児 1歳児	開設準備室 ☎(6204)2620 ✉kodomoen@shibuharu.jp

- ◎開設時期、定員は変更になる場合があります。なお、令和7年度以降、順次定員を拡大する予定です。
- ◎定員の内訳は「令和6年度保育園のご案内」をご覧ください。
- ◎渋谷教育学園晴海西こども園の定員は、保育所部分のみの数字です。
- ◎晴海西小学校の通学区域外にお住まいの方は、渋谷教育学園晴海西こども園の卒園を理由に晴海西小学校へ入学することはできません。

**日本橋中学校仮校舎整備に関する
住民説明会**

日本橋中学校は、人口増加に伴う生徒数の増加により教室不足が見込まれるため、校舎の改築を行います。改築に当たっては、浜町公園内に仮校舎を整備し、生徒の教育環境を確保していきます。仮校舎整備の概要と、整備による近隣や公園利用など

への影響をお知らせするため、説明会を開催します。

- 日時**
- ・1回目 10月19日(木) 午後7時30分～
 - ・2回目 10月20日(金) 午前9時～

- ・3回目 10月21日(土) 午後2時～

- ・4回目 10月21日(土) 午後6時30分～
- ◎時間は1時間程度(予定)です。

会場 総合スポーツセンター第2競技場
定員 各回200人(先着順)
持ち物 ・室内履き

- ・ビニール袋(外履き保管用)

申し込み方法 9月25日午前9時～10月13日に電子申請で申し込む。

☎・説明会について
 学務課調整担当
 ☎(6278)8163
 ・仮校舎整備について
 学校施設課施設設計画担当
 ☎(3546)5308 ▲区HP




人事行政の運営状況

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページ Eメールアドレス

人事行政の運営における公平性および透明性を確保するため、「中央区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、区職員の定数、給与、勤務条件などについて、その概要をお知らせします。

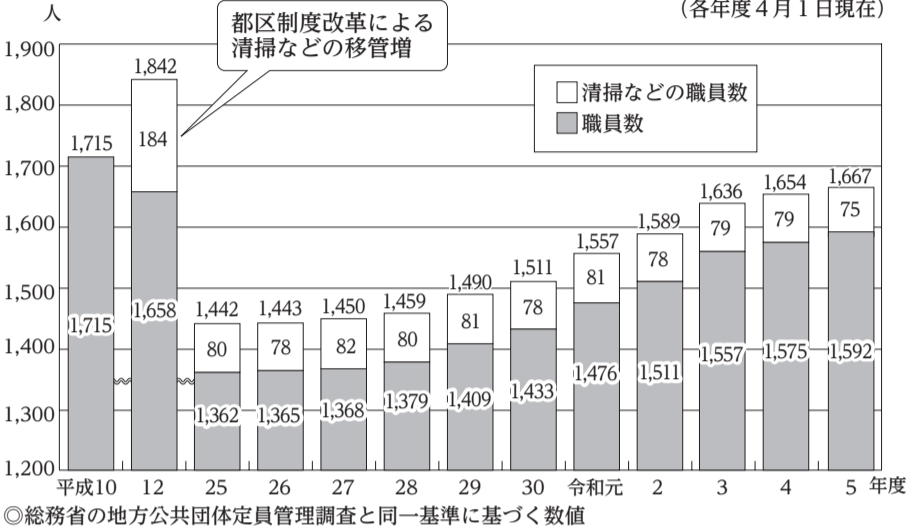
なお、詳しくは情報公開コーナーの「人事行政の運営状況」あるいは区HPをご覧ください。

区職員課人事係
☎(3546)5247 ▲区HP



職員の任免および職員数

1 職員数の推移



2 部門別職員数

(各年度4月1日現在)

区分	部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和4年度	令和5年度		
一般行政部門	議会	14人	14人	0人	
	総務・企画	303人	306人	3人	晴海特別出張所体制準備などによる増
	税務	50人	51人	1人	滞納処分事務増による増
	民生	523人	535人	12人	子育て支援関連事務増などによる増
	衛生	250人	248人	△2人	新型コロナウィルス関連事務減などによる減
	労働	0人	0人	0人	
	農林水産	0人	0人	0人	
	商工	20人	18人	△2人	緊急融資事務減などによる減
	土木	212人	211人	△1人	新規欠員による減
	小計(A)	1,372人(35人)	1,383人(29人)	11人(△6人)	
特別行政部門	教育(B)	244人(5人)	248人(5人)	4人(0人)	晴海西小・中学校開校準備事務増などによる増
	普通会計(C=A+B)	1,616人(40人)	1,631人(34人)	15人(△6人)	
公営企業等会計部門	国民健康保険事業・介護保険事業会計等(D)	39人(1人)	38人(1人)	△1人(0人)	育児休業代替任期付職員減による減
	合計(C+D)	1,655人(41人)	1,669人(35人)	14人(△6人)	

◎職員数は一般職に属する職員で、退職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員(パートタイム)を除く。
◎()内は、暫定再任用短時間勤務職員(令和4年度は再任用短時間勤務職員)であり、外書きである。

3 一般行政職の級別職員数の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	係員	主任	係長・主査	課長補佐	課長	部長	
職員数	454人(2人)	216人(14人)	187人(0人)	52人(0人)	50人(0人)	16人(0人)	975人(16人)
構成比	46.6%(12.5%)	22.2%(87.5%)	19.2%(0.0%)	5.3%(0.0%)	5.1%(0.0%)	1.6%(0.0%)	100%(100%)
参考	1年前の構成比 5年前の構成比	46.5% 43.7%	21.9% 23.8%	20.3% 19.3%	4.4% 5.3%	5.4% 5.7%	1.6% 2.3%

◎「中央区職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数
◎標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職種
◎()内は、暫定再任用短時間勤務職員であり、外書きである。
◎構成比は級ごとに算出し四捨五入しているため、計とは一致しない。

4 職員の採用状況

(令和5年4月1日付新規採用者数)

区分	事務系	福祉系	一般技術系・医療技術系	技能系	幼稚園教育職員	合計
採用者数	59人	30人	5人	0人	6人	100人

5 障害者の雇用状況 (令和5年6月1日現在)

障害者数	47.0人
雇用率	2.66%

◎「障害者の雇用の促進等に関する法律」第40条に基づく任免状況の通報様式に基づく数値
◎平成22年7月の法改正により、短時間勤務職員(0.5人で算定)も対象内
◎平成30年4月の法改正により、法定雇用率が2.3%から2.6%に改定。特別区においては昭和56年の区長会申し合わせにより各区3%の目標雇用率が設定されており、その達成に努めている。

6 一般職員の事由別退職者数

(令和4年度)

事由	定年退職	勤奨退職	普通退職	その他(傷病・死亡)	合計
人数	44人	5人	57人	3人	109人

◎交流退職・任期満了・臨時的任用教員を除いた人数

職員の人事評価の状況

能力、実績に基づく人事管理の徹底、職員の士気向上および人材育成などを行うため、全職員を対象に人事評価を実施しています。評価は職員の自己申告などを基に行われます。

- (1)評価期間
幹部職員：4~3月
一般職員：1~12月

- (2)評価内容
評価の区分は「能力評価」、「業績評価」および「総合評価」です。
能力評価：職務遂行の過程において発揮された能力を客観的に評価するもので、評価項目は標準職務遂行能力(職務を遂行する上で発揮することが求められる職層ごとの能力)に基づいて設定します。
業績評価：職員があらかじめ設定した業務目標に対する成果と、その他の設定目標以外の取り組みを含めて、担当業務全体の業績を客観的に評価します。

総合評価：能力・業績の両面から総合的に評価します。

- (3)評価方法
評価は各項目ごとに5段階で行われます。

評価者	項目別評価	総合評価
第1次評価者	5段階絶対評価	5段階絶対評価
第2次評価者	5段階絶対評価	5段階絶対評価
		5段階相対評価

- (4)人事評価の活用範囲
人事評価の結果は給与(昇給、勤勉手当の成績率)、任用(採用、昇任など)、分限(免職、降任、降給)および配置管理などに活用されます。

職員の給与の状況

1 人件費の状況

(令和4年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(R5.4.1)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)3年度の 人件費率
175,216人	134,823,054千円	2,186,878千円	16,421,175千円	12.2%	12.6%

◎総務省の地方財政状況調査と同一基準に基づく数値
◎人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含む。

2 職員給与費の状況

(令和4年度普通会計決算)

職員数(A) (R4.4.1)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,615人 (40人)	5,030,014千円	2,174,567千円	2,464,747千円	9,669,328千円	5,987千円

◎職員手当に退職手当は含まない。
◎職員数の()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。
◎給与費は総務省の地方財政状況調査と同一基準に基づく数値で、再任用短時間勤務職員分を含む。
◎1人当たりの給与費の数値は、上記Bを再任用短時間勤務職員を含まない人数で除したものの。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
284,786円	428,696円	37.9歳	269,807円	367,918円	50.2歳

◎総務省の地方公務員給与実態調査と同一基準に基づく数値
◎平均給与月額とは、給料に職員手当(期末・勤勉手当、退職手当を除く)を加えた平均月額
◎平均年齢は年数で記載し、10進法で計算

4 昇給の状況

区分	総職員	代表的な職種	
		一般行政職	技能労務職
令和4年度	職員数(A)	1,568人	934人
	昇給区分A(6号昇給)又は昇給区分B(5号昇給)に決定された職員数(B)	446人	307人
	比率(B)/(A)	28.4%	32.9%
			27.1%

◎昇給の状況に係る職員数は、一般職に属する職員数から、再任用職員および区費負担指導主事を除いている。
◎総職員には、一般行政職・技能労務職の他、医療職などを含む。

5 主な職員手当の状況

区分	中央区		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
令和4年度支給割合	2.40月分(1.35月分)	2.15月分(1.05月分)	2.40月分(1.35月分)	2.00月分(0.95月分)
令和5年4月1日現在(支給率)	自己都合	勤奨・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	19.670月分	24.587月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	28.040月分	33.271月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	39.758月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	2,055千円	20,871千円	-	-

◎期末手当・勤勉手当の()内は、再任用職員の支給割合
◎退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

(令和4年度)

時間外勤務手当	支給総額	
	職員1人当たり支給年額	646,339千円
		454千円

6 特別職の報酬などの状況

(令和5年4月1日現在)

区分	区長	副区長	教育長	議長	副議長	議員
給料・報酬	1,151,000円	923,000円	824,000円	930,000円	789,000円	611,000円
期末手当	令和4年度支給割合		3.50月分			

職員の服務、勤務時間、分限および懲戒処分

1 一般職員の勤務時間など

職員の勤務時間などについては、「中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」で定められています。職員に割り振られている主な勤務形態は次のとおりです。

(令和5年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間	週休日
本庁	38時間45分		午前8時30分～午後5時15分	日曜日および土曜日
【交代制勤務の例】 保育園	4週間を通じて1週間について平均38時間45分	7時間45分	①午前8時00分～午後4時45分 ②午前9時55分～午後6時40分など	日曜日および4週間を通じて4日

◎本庁のうち水曜日の窓口延長を行っている職場は午前10時30分～午後7時15分まで勤務する職員がいる。
◎施設の開館日・開館時間帯・職務の性質などにより交代制勤務を行っている職場がある。

2 一般職員の年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、職員の請求する時季に与えられる休暇です。

[日数] 一会計年度について20日とし、4月1

(令和4年度)

日に付与されます。

その年度に使用しなかった日数がある場合には、20日を限度に翌年度に限り、繰り越すことができます。

対象人数	平均取得日数
1,423人	14.7

◎幼稚園教育職員を除いた人数

3 育児休業、部分休業および配偶者同行休業の取得状況

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進することを目的として、3歳に満たない子を養育するための休業制度です。

部分休業は、勤務を中断することなく、育児と仕事の継続および両立が図れるよう、小学校就学前までの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。

[時間] 勤務時間の始めまたは終わりに、1日を通じて2時間の範囲内

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な職員が外国で勤務などをとする配偶者と外国において生活を共にするため、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことができる休業制度です。

[期間] 3年以内

(令和4年度)

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数	配偶者同行休業取得者数
男性職員	11人	4人	0人
女性職員	86人	37人	1人
計	97人	41人	1人

◎当該年度に育児休業・部分休業および配偶者同行休業を取得した職員数
◎前年度から引き続き取得している職員を含む。

4 職務専念義務の免除制度

職員が守るべき基本的な義務として、職務に専念する義務が「地方公務員法」に規定されています。その特例として、研修、職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合、職務上の講演・聴講・受験、妊娠中および出産後の女子職員の休養などについて任命権者の承認を得たときは、条例などにより職務に専念する義務が免除されます。

5 職員の分限および懲戒処分

職員が一定の事由により、その職務を十分に果たせない場合などに、休職、降任などの分限処分を行います。また、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合に、免職、停職、減給などの懲戒処分を行います。

(令和4年度)

懲戒処分				分限処分	
戒告	減給	停職	免職	休職	免職
0人	0人	0人	0人	51人	0人

6 勤務条件に関する措置要求の状況

措置要求とは、公務員には労働基本権の一部が制限されているため、その代償措置として設けられているもので、給料、勤務時間、執務環境などに対する不服がある場合、人事委員会に対し審査などを要求する制度です。

前年度からの継続事案数(A)	令和4年度要求事案数(B)	完結件数(C)	翌年度継続件数(A+B-C)
0件	0件	0件	0件

7 不利益処分に関する不服申し立ての状況

不服申し立てとは、任命権者が職員の意に反して行った違法、不当、不利益な処分を、人事委員会が審査し、簡易迅速な審査手続きにより救済する制度です。

前年度からの継続事案数(A)	令和4年度要求事案数(B)	完結件数(C)	翌年度継続件数(A+B-C)
0件	0件	0件	0件

職員の退職管理の状況

・職員の再就職状況

1 対象者

令和5年8月末日までに、「中央区職員の退職管理に関する条例」第3条に規定する届け出を行った者(ただし、すでに公表した者は除く)

2 再就職状況

離職時の職	離職日	再就職先の名称	再就職先における地位	再就職日
区民部 区民生活課長	令和5年 3月31日	公益財団法人 中央区勤労者サービス公社	事務局長	令和5年 4月1日
都市整備部長		株式会社 カトウ建築事務所	常務執行役員	
教育委員会事務局 図書文化財課長		一般社団法人 中央区観光協会	事務局次長	

職員の研修の状況

(令和4年度実施分)

研修種別	実施内容	回数	延べ人数
職層研修	新任・現任・主任・係長など職層ごとに実施した研修	95回	994人
実務・専門研修	文書・財務・法律などの実務能力の向上を目的とした研修	80回	318人
特別研修	異業種体験研修などの特別に実施した研修	106回	745人
派遣研修	国や東京都などが実施する研修	144回	335人
合計		425回	2,392人

職員の福祉および利益の保護

1 福利厚生の概要

区の福利厚生事業は、法律で定めている法定事業と、事業主として実施している法定外のものとに分けられます。

法定	共済制度	東京都職員共済組合 公立学校共済組合
	公務災害補償制度	公務災害補償
法定外	安全衛生管理	健康診断・健康相談 (一部法定外)
		安全管理
		職場環境衛生
法定外	職員住宅	職員住宅
	互助制度	特別区職員互助組合 中央区職員互助会

2 共済組合

職員とその家族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、

公務の能率的運営に資することを目的として運営されており、短期給付事業、長期給付事業および福祉事業などを行っています。共済組合で行う事業に必要な経費は、短期給付事業、長期給付事業および福祉事業の各事業ごとに定められ、組合員と地方公共団体とで負担しています。

3 公務災害補償

(令和4年度)

職員の公務上の災害や通勤による災害に対して「地方公務員災害補償法」などにに基づき損害を補償し、必要な福祉事業を行っています。

公務災害	通勤災害	計
11件	5件	16件

4 安全衛生管理

(1)安全衛生管理体制

職員の安全と健康を確保し、健康障害を防止するため、「労働安全衛生法」などにに基づき、安全衛生管理者などを選任するとともに、職員の安全および衛生に関する事項を調査審議する安全衛生委員会を設置しています。

(2)健康診断

「労働安全衛生法」や行政指導などにより各種健康診断を行っています。

主な健康診断の受診状況

(令和4年度)

種別	対象者	受診者		
	人数(A)	受診者(B)	受診率(B/A)	
定期健診	1,991人	1,956人	98.2%	
情報機器作業従事者健診	549人	454人	82.7%	
消化器検診	胃部	1,350人	498人	36.9%
	大腸がん	1,350人	764人	56.6%
婦人科検診	子宮がん	1,265人	864人	68.3%
	乳がん	380人	282人	74.2%

◎会計年度任用職員を含み、幼稚園教育職員などを除いた人数

◎情報機器作業従事者健診は、コンピューターなどを用いた作業を行う職員を対象に実施している。

(3)ストレスチェック

(令和4年度)

「労働安全衛生法」に基づき、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するために行っています。

対象者数	受検者数	受検率
2,009人	1,497人	74.5%

◎会計年度任用職員を含み、幼稚園教育職員などを除いた人数

5 職員住宅

職員の福利厚生の増進を図るとともに、地震災害などの非常事態が発生した場合に必要な災害対策要員を確保するために設置しています。

- ・設置箇所：9カ所
- ・戸数：109戸(内訳)世帯用68戸、単身用41戸

6 互助制度

(1)特別区職員互助組合

特別区の職員などの相互共済および福利厚生の向上を図ることを目的として設置されており、「保険」「ライフプラン」などの事業を行っています。互助組合で行う事業に必要な経費は、職員が負担する組合費(給料月額1.7/1000)と各種保険の事務手数料などの事業収入で運営されています。

(2)中央区職員互助会

職員の相互扶助、親睦および福利厚生の向上を図ることを目的として設置された団体で、会員数は、令和5年4月1日現在で2,094人です。

情報コーナー

凡例 日日時 場会場 対対象 内内容 師講師 定定員 費費用・料金(記載がない場合は無料) 申申し込み方法 託託児 問問合わせ(申込先) HPホームページ Eメールアドレス

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所
- ④電話番号
- ⑤年齢
- ⑥その他必要事項

はがき・ファクスなどの申し込みの記入例

原則1人1枚限り

- 注意事項**
- ・往復はがきの場合は返信用宛名に〒・住所・氏名を記入
 - ・Eメールの場合は、件名に講座名などの名称を記入
 - ・申込先からメールを受信できるように設定を消せるペンは使用不可

- 在勤・在学の方へ**
・勤務先(学校名)とその所在地、電話番号も記入
- 託児サービスを希望する方へ(本文中に記載がある場合のみ)**
・子どもの氏名(ふりがな)、生年月日も記入
- 問に〒・住所が記載されていない場合の宛先は**
〒104-8404築地1-1-1中央区役所 ○○課○○係(問の宛名)

施設 1月分ヴィラ本栖・伊豆高原荘申し込み

施設名	ヴィラ本栖	伊豆高原荘
在住者優先申し込み	専用はがき(区内在住者優先利用申込書) 10月14日各施設必着 保養施設予約システム 10月1日午前0時～14日午後11時 抽選日 10月16日	
空室申し込み(どなたでも申し込みます)	保養施設予約システムによる申し込み 10月20日午前0時～ フロントへの電話による申し込み 10月20日午前10時～ 問ヴィラ本栖フロント 問伊豆高原荘フロント ☎(0120)162312 ☎(0120)151307 (東京23区内からのフリーダイヤル) (東京23区内からのフリーダイヤル) ☎0555(87)2711 ☎0557(53)1163	
利用できない日	令和6年1月29日(月)～2月1日(木) (設備点検などのため)	-
申し込み制限	令和6年1月1日(祝)～3日(水)を含む利用は、2泊3日までの利用となります。	

[伊豆高原荘のご案内]
特別料理に新メニュー「ロブスターと白身魚のアメリカンソース」が登場しました。料理長監修による特別料理をぜひご堪能ください。ご希望の方は、利用日2日前の午後7時までに問へ予約をお願いします。
●高齢者や身体に障害のある方で風呂付きの和洋室を希望される方は問まで
●伊豆高原駅から施設まで利用できる送迎バスを運行しています。



▲ロブスターと白身魚のアメリカンソース

 ◀保養施設予約システム

運動場・テニスの利用案内

[対象施設]
・月島運動場
・浜町運動場
・江戸川河川敷グラウンド
・豊海テニス場
・柏学園テニスコート
・区内小中学校校庭

対「体育施設団体利用登録」をしている団体
内公共施設予約システムで区立運動場・テニスコートの抽選・予約申し込みを受け付け
●詳しくは区HPで確認を

公共施設予約システム
[利用できる機器]
・インターネットが利用できるパソコン、スマートフォン
・区役所に設置している利用者端末

問スポーツ課体育施設係
☎(3546)5529

 ◀区HP
 ◀公共施設予約システム



区民館の利用案内

区民館は区民の皆さんのサークル活動や、区内で働く方の会議などに利用できる施設です。公共施設予約システムや電話、窓口で申し込むことができます。

申し込み方法や使用料、施設の利用について、詳しくは各区民館へお問い合わせください(別表のとおり)。

[利用区分]

- ・午前 午前9時～正午
- ・午後 午後1時～5時
- ・夜間 午後6時～9時
- ・全日 午前9時～午後9時

[休館日]

年末年始(12月29日～1月3日)



◀公共施設予約システム

別表

区民館名	所在地	電話
京橋区民館	京橋2-6-7	☎(3561)6340
京橋プラザ区民館	銀座1-25-3	☎(3561)5163
銀座区民館	銀座4-13-17	☎(3542)6828
新富区民館	新富1-13-24	☎(3297)4038
明石町区民館	明石町14-2	☎(3546)9125
八丁堀区民館	八丁堀4-13-12	☎(3555)8641
新川区民館	新川1-26-1	☎(3551)7000
堀留町区民館	日本橋堀留町1-1-1	☎(3661)8448
人形町区民館	日本橋人形町2-14-5	☎(3668)5537
久松町区民館	日本橋久松町1-2	☎(5640)5606
浜町区民館	日本橋浜町3-37-1	☎(3668)2354
新場橋区民館	日本橋兜町11-9	☎(3669)3699
佃区民館	佃2-17-8	☎(3533)6951
月島区民館	月島2-8-11	☎(3531)6932
勝どき区民館	勝どき1-5-1	☎(3531)0592
豊海区民館	豊海町2-6	☎(3536)4005
晴海区民館	晴海1-8-6	☎(3531)5571

日本橋小学校温水プールの休止

区主催の水泳教室が開催されるため、一般の方は利用できません。

日11月7日～12月1日の毎週火・金曜日 全8日間

問日本橋小学校温水プール(開放日の開放時間帯のみ)

☎(3668)2378
スポーツ課体育施設係
☎(3546)5529



▲区HP

保健・医療・福祉

9月24日～30日は結核予防週間

結核は過去の病気ではありません。令和4年の新たな発病者は10,000人を上回り、1,000人を超える方が亡くなっています。また、都内では全国に比べ、若い世代が罹患する割合が高くなっています。

咳が2週間以上続くときは、早めに医療機関を受診しましょう。早期発見は本人の重症化を防ぐだけでなく、大切な家族や職場などへの感染拡大を防ぐためにも重要です。65歳以上の方は、法律により、毎年健康診断を受診するように規定されています。必ず健康診断(胸部エックス線検査)を受けましょう。

問中央区保健所健康推進課感染症対策担当
☎(3541)5988



講座・催し物

アレルギー専門相談

日①12月6日、②10月11日、③令和6年2月14日 いずれも水曜日 午前9時～11時

場①日本橋保健センター

②・③月島保健センター

対区内在住の未就学児とその保護者で、次のいずれかに該当する方
・アトピー性皮膚炎などのアレルギー性疾患で、経過が慢性化している方

・家族にアレルギー素因があり、予防に関心がある方

内皮膚科医師、保健師による個別相談

定各6人(予約制)

申相談日の1週間前までに各会場に電話で申し込む。

問日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

月島保健センター健康係

☎(5560)0765



呼吸法の教室(息苦しさを和らげるゆっくり音楽療法)

日 10月25日(水)
 午後2時30分～4時30分
 場 月島社会教育会館5階講習室
 対 区内在住・在勤で気管支ぜん息などの呼吸器疾患がある方
 内 息苦しさを和らげ呼吸を楽にする音楽療法を学ぶ
 定 20人(先着順)
 申 9月25日～10月18日に電話で問へ
 問 福祉保健部管理課保健係
 ☎(3546)5400

ヘルスアップ教室(2日制)～はじめよう!食事と運動で高血圧予防～

日 10月24日(火)・31日(火)
 午後1時15分～3時45分
 場 月島保健センター
 対 開催日時点で20～64歳で、2日間とも参加できる区内在住者
 内 高血圧予防のための運動・講義・試食(両日とも同じ内容)
 定 15人(抽選)
 ◎初めての方を優先
 ◎血圧・体組成測定あり
 申 9月22日～10月2日に電子申請または電話で問へ
 問 月島保健センター健康係
 ☎(5560)0765



区HP

～環境学習事業～ 檜原村自然体験ツアー 『中央区の森』炭焼き&作業道整備体験

日 10月28日(土)
 ・出発 午前7時30分 区役所前
 ・解散 午後6時(予定)
 [行き先]
 東京都西多摩郡檜原村
 対 区内在住・在勤・在学者(小学校5年生以上)
 ◎小学校5・6年生が参加する場合は保護者が同伴し、保護者1人につき2人まで参加可能
 ◎中学生・高校生のみで参加する場合は、保護者の同意が必要
 内 「中央区の森」で昔ながらの炭焼きと作業道整備について学び、実際の作業を体験します。体験後は温泉に入って汗を流します。
 ◎天候や交通状況により内容が変更になる場合があります。
 定 30人(抽選/10人未満の場合は中止)
 費 2,500円(昼食代含む)
 申 10月8日午後5時までに、HPから申し込む。
 問・申し込みについて
 (株)エイチ・アイ・エス
 ☎050(1742)3955
 ・環境学習事業について
 環境課環境啓発係
 ☎(6278)8243



(株)エイチ・アイ・エスHP

ベビーマッサージ教室

日 10月19日(木)
 午前10時～11時30分
 場 勝どき区民館1階2・3号室
 対 区内在住・在勤者と3カ月～1歳前後の赤ちゃん
 内 夜泣きの改善やリラックス効果があるといわれるベビーマッサージを学ぶ。
 定 6組(抽選)
 費 500円
 [持ち物]
 バスタオル、お子さん用の飲み物、いつものお出掛けセット
 申 9月23日～10月2日に電話で問へ(受け付けは午前9時～午後5時)
 ◎当選者には10月5日までに電話で連絡します。
 問 勝どき区民館
 ☎(3531)0592

若年期からの生活習慣病予防事業のご案内 『30・35(サンマル・サンGO!)健康チェック』

生涯にわたり健康な生活を送るため、30歳と35歳の方を対象に、生活習慣病予防の健康教育と健康診断を併せて行う「30・35(サンマル・サンGO!)健康チェック」を実施しています。対象の方には、個別に通知を送付します。

[ママの健康チェック]
 産後の母親の健康維持やご家族の健康づくりのため、生後4カ月～1歳未満のお子さんを持つ母親を対象に、健康教育と健康診断を併せて行う「ママの健康チェック」を実施しています。

◎詳しくは区HPをご確認ください。
 問 中央区保健所健康推進課予防係
 ☎(3541)5930



区HP

子育て支援講習会 『子どもの事故予防と応急手当』

日 10月31日(火)
 午後2時～4時
 場 日本橋保健センター4階講堂
 対 区内在住の乳幼児の保護者
 内 発達別に起こりやすい事故の特徴や予防対策、事故発生時の応急手当についてのお話と、心肺蘇生の実習
 定 30人程度(抽選)
 申 9月25日～10月10日に電話で問へ
 託 7カ月以上のお子さんをお預かりします。希望する方は申込時にお伝えください(10人程度/抽選)。
 ◎7カ月未満のおさんは保護者と一緒にご参加ください。
 問 日本橋保健センター健康係
 ☎(3661)5071



日本橋図書館講座 『家族で楽しもう絵本講座』

日 10月9日(祝)
 午前10時30分～11時30分
 (午前10時15分開場)
 場 日本橋図書館6階図書館ホール
 対 0～3歳のお子さんとその保護者
 内 わらべ歌や絵本の読み聞かせとともに、絵本の魅力や年齢に合わせた本の選び方などを紹介
 定 18組(先着順)
 申 9月24日から電話または直接問で申し込む。
 問 日本橋図書館
 ☎(3669)6207

親子で楽しむ絵本講演会 『永井郁子お話し会』

日 10月29日(日)
 午後2時～3時30分
 場 月島区民センター5階講習室
 対 幼児～小学生のお子さんとその保護者
 内 映像に合わせて絵本作家の読み語りを聞いたり、絵本のテーマソングに合わせて親子でダンスなどを行います。
 定 30組(先着順)
 申 9月23日～10月20日に電話または直接問で申し込む。
 ◎動きやすい服装で参加を
 問 月島図書館
 ☎(3532)4391

経営セミナー

日 10月30日(月)
 午後2時～4時
 場 環境情報センター研修室1・2
 対 区内中小企業経営者および従業員
 内 商工業経営に役立つ専門知識の習得を目的としたセミナー
 [テーマ]
 人財の定着とafterコロナに備えるメンタルヘルス
 定 80人(先着順)
 申 HPから申し込む(イベント番号:202450(半角))。
 問 商工観光課中小企業振興係
 ☎(3546)5487



東京商工会議所HP

司法書士による 相続登記の無料特別相談

令和6年4月から不動産の相続登記の申請が義務化されます。施行日前に相続の開始があった場合にも適用されますので、手続きがお済みでない不動産がありましたら前もって準備をしましょう。相続登記や遺産分割などでお困りの方はご相談ください。
 日 10月12日(木)・23日(月)
 午前9時～午後4時
 場 区役所1階区民相談室
 対 区内在住・在勤者
 申 事前に電話で問へ(空きがあれば当日受け付け可)
 問 東京司法書士会中央支部
 ☎080(7384)3127

ワーク・ライフ・バランスセミナー 女性の活躍で企業はどう変わるのか

日 10月24日(火)
 午後2時～4時
 場 オンライン(ZOOMを使用)
 対 中小企業経営者、人事・労務・総務担当者、本セミナーに関心のある区内在住者
 内 性別に関係なく個人が活躍できる組織を目指す取り組みにより、企業がどのように変化していくか分かりやすく解説します。
 定 50人(先着順)
 申 10月17日までにHPのイベントカレンダー(イベント番号:202357(半角))から申し込む。
 [主催]
 中央区、東京商工会議所中央支部
 問 総務課男女共同参画係
 ☎(5543)0651



東京商工会議所HP

34歳以下対象合同就職面接会

日 10月13日(金)
 午後1時～4時30分(完全予約制)
 場 パール飯田橋ビル(千代田区飯田橋4-5-11)
 内 正社員を募集する5社程度が参加します。詳しくはHPをご覧ください。
 問 ハローワーク飯田橋 U-35
 ☎(5212)8609



ハローワーク飯田橋HP

『中央区男女共同参画講座』 ～カジュアルてつがく対話 家族ってなんだっけ?父親ってなんだっけ?

日 10月28日(土)
 午前10時～正午
 場 男女平等センター「ブーケ21」
 内 多様性の時代の家族像や父親の役割など、正解のない問いについて、性別や年齢、子どもの有無を問わず参加者で対話し、考える。
 定 30人(先着順)
 託 生後3カ月以上の未就学児をお預かりします(10月20日までに申し込む。月齢により定員あり)。
 申 9月23日午前9時から電子申請、電話またはファクスに①・②(8面記入例参照)③電話番号を記入して問へ申し込む。
 問 総務課男女共同参画係
 ☎(5543)0651
 FAX(5543)0652



区HP



凡例
 日 日時
 場 会場
 対 対象
 内 内容
 師 講師
 定 定員
 費 費用・料金(記載がない場合は無料)
 申 申し込み方法
 託 託児
 問 問い合わせ(申込先)
 HP ホームページ
 E メールアドレス

凡例 日時 会場 対象 内容 講師 定員 費用・料金(記載がない場合は無料) 申し込み方法 託児 問い合わせ先 申込先 HPホームページ Eメールアドレス

終活講座

～エンディングノートを知ろう～

日10月20日(金) 午後3時～5時 場浜町メモリアル4階会議室 対区内在住・在勤・在学者 内自分の意思や思いを整理し、これからのより良く生きるためのツール「エンディングノート」を中心に、終活を学ぶ。 定30人(先着順) [持ち物] 筆記用具 申9月23日から電話で問へ(受け付けは午前10時～午後8時) 問浜町メモリアル 電(5695)8051

郷土資料館特別展

大八丁堀展 ～よみがえるまちの歴史～

日10月7日(土)～12月17日(日) 午前9時～午後5時 ◎金曜日は、午前9時～午後7時 ◎10月19日(木)、11月3日(祝)、11月16日(木)は休館 場本の森ちゅうおう2階郷土資料館企画展示室 内江戸時代から近現代までの八丁堀における歴史や風俗の変遷、与力・同心、出土遺物、人々の暮らしなどを紹介し、八丁堀の魅力に迫ります。

連動イベント①：講演会

[第1回] 「八丁堀の与力・同心の日常」 日10月13日(金) 午後6時～7時30分 内江戸時代の八丁堀に住んでいた与力・同心の日々の暮らしを紹介する講演会 [第2回] 「考古学からみた八丁堀」 日10月27日(金) 午後6時～7時30分 内これまでの発掘調査の成果を基に考古学の視点から八丁堀を語る講演会 [第3回] 「八丁堀をめぐる政治史と制度史」 日11月24日(金) 午後6時～7時30分 内近世制度史の第一人者が八丁堀の歴史について語る講演会 [各回共通] 場本の森ちゅうおう1階多目的ホール 定80人(先着順)

連動イベント②：文化財めぐり「八丁堀の歴史を歩く」

日11月18日(土) 午後1時～4時 内八丁堀界隈の歴史を徒歩で巡る見学ツアー 定20人(抽選) 申10月31日(必着)までに電子申請または往復はがきに①文化財めぐり②～⑤(8面記入例参照)⑥氏名を記入して問へ申し込む。



郷土資料館特別展

連動イベント③：ギャラリートーク

日①10月21日(土)、②11月5日(日) ③12月2日(土) ①・③午後1時30分～2時30分 ②午前10時30分～11時30分、午後1時30分～2時30分、午後3時30分～4時30分 場本の森ちゅうおう2階郷土資料館企画展示室 ◎当日直接会場へ 内展示を担当した文化財調査指導員が八丁堀の魅力を解説する。 問〒104-0041 中央区新富1-13-14 本の森ちゅうおう郷土資料館 電(3551)2167

区内公共施設の見学

区政に対する理解を深めていただくため、施設広聴会として区内公共施設の見学を行っています。見学後にご意見を伺い、今後の施設運営の参考としています。 日月～金曜日で希望する日(祝日・休日および年末年始を除く午前9時～正午、午後1時～4時) 場見学を希望する区内の公共施設 対区内在住・在勤者で構成された5～20人までの団体 ◎見学後、アンケートを提出していただけます。 ◎施設の都合で、ご希望に添えない場合があります。 ◎見学に係る交通手段は、団体でご用意ください。 ◎見学希望の団体には、申込書を郵送またはファクスでお送りします。 ◎申込書は区HPからダウンロードできます。 問広報課広聴係 電(3546)5222



区HP



スポーツ

少年少女水泳教室 (初心者・初級者)

日11月7日～24日の毎週火・金曜日 全6回 午後4時～5時30分 場日本橋小学校温水プール 対区内在住・在学の小学生 定40人(抽選) 費・水泳帽代(任意) 550円 ・傷害保険料(任意) 800円 申10月5日(必着)までに電子申請で①～⑤(8面記入例参照)⑥学校名⑦学年⑧性別⑨泳力の程度(具体的に記入)⑩過去の本教室参加の有無を記入して申し込む。 ◎抽選の場合は過去に参加していない方を優先 ◎当選者は区役所8階スポーツ課窓口で手続きがあります。 問スポーツ課スポーツ事業係 電(3546)5531



電子申請

少年少女硬式テニス教室

日11月5日～26日の毎週日曜日 全4回 午前9時30分～11時30分 場豊海テニス場 対区内在住・在学の小学校3年生～中学校3年生までの児童・生徒とその保護者(小・中学生1人につき保護者1人まで) ◎小・中学生のみでも参加可 ◎横の動きに強い靴(テニスシューズなど)が必要 ◎貸し出し用ラケットを用意しています。 定48人(抽選) 費・小・中学生 無料(傷害保険は任意加入で保険料800円を自己負担) ・保護者 2,000円 申10月5日(必着)までに電子申請で①～⑤(8面記入例参照)⑥学校名⑦学年⑧親子参加希望の場合は、参加する保護者の氏名・ふりがな・年齢⑨過去の本教室参加の有無を記入して申し込む。 ◎抽選の場合は過去に参加していない方を優先 ◎申し込み状況により、保護者の参加をお断りすることがあります。 問スポーツ課スポーツ事業係 電(3546)5531



電子申請

少年少女合気道体験教室

日11月11日(土)・18日(土) いずれも午後6時30分～8時 ◎両日とも同じ内容で、申し込みはどちらか1日のみ 場総合スポーツセンター第1武道場 対区内在住・在学の小学生とその保護者(小学生1人につき保護者1人まで) ◎保護者を変更して別日に申し込むことは不可 ◎小学生のみでも参加可 定各回20人(抽選) 費無料(傷害保険は任意加入で保険料800円を自己負担) 申10月13日(必着)までに電子申請、Eメールまたは往復はがきに①～⑤(8面記入例参照)⑥学校名⑦学年⑧親子参加希望の場合は、参加する保護者の氏名・ふりがな・年齢⑨過去の本教室参加の有無⑩希望日を記入して申し込む。 ◎はがきまたはEメール1通につき1人のみ、2人以上の記入は無効 ◎Eメール申し込みの件名は、「R5少年少女合気道体験教室申し込み」としてください。 ◎抽選の場合は過去に参加していない方を優先 ◎申し込み状況により、保護者の参加をお断りすることがあります。 ◎当選者は区役所8階中央区体育協会事務局窓口で手続きがあります。 問〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区体育協会事務局 電(3546)5729 申entry@chuo-taikyo.jp



中央区体育協会HP

スポーツ体験教室 (晴海総合高校)

場都立晴海総合高校グラウンドおよびテニスコート(晴海1-2-1) 対区内在住・在学者 内グラウンド事業全4種(初めてのフットサル、初めてのクリケット、初めてのラグビー、初めてのホッケー)、テニスコート事業 申各種目ごとの申込締切日までに、参加希望回および開催日、「グラウンド事業」または「テニスコート事業」と入力の上、本文に①～⑤(8面記入例参照)⑥区立学校に在学の方は学校名・学年を入力してEメールで申し込む。 ◎各事業の日時や申込締め切り日など、詳しくはHPをご覧ください。 ◎複数日程の申し込みは可能ですが、開催日ごとに、1通のメールでお申し込みください。 ◎抽選結果は申込締め切り日後に地域スポーツクラブ大江戸月島からEメールでお知らせします。パソコンからのメールが受け取れないEメールアドレスからの申し込みは無効となります。 ◎雨天の場合は中止となり、HPでお知らせします。 問中央区地域スポーツクラブ大江戸月島事務局 電070(6980)6899 (土・日曜日の午前10時～午後3時。平日はEメールでお問い合わせください) 申info@chuo-sports.com



地域スポーツクラブ 大江戸月島HP

税

10月から住民税が公的年金から特別徴収(差し引き)になる皆さんへ

令和5年度から新たに年金からの特別徴収(差し引き)が開始となる方には、住民税額の半分を、普通徴収(個人納付)の第一期分(6月末)と第二期分(8月末)に分けて納めていただいています。残りの半分については、10・12月および翌年2月の年金支給額から特別徴収(差し引き)します。

また、翌年度の住民税については、前年度の住民税額の半分を3等分した額を、4・6・8月から仮徴収し、年金特別徴収税額の確定後に、仮徴収額を差し引いた残りの額を10・12月および翌年2月の3回に分けて本徴収します。

【特別徴収の中止】

年の途中の他区市町村への転出や、年金特別徴収税額の変更などの際は、年金からの特別徴収を中止し、残りの住民税について普通徴収の納付書をお送りする場合があります。また、介護保険料の特別徴収が中止となった場合も同様です。

問 税務課課税係

電(3546)5270

手帳 国保・年金

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入金額やその他の所得が一定基準以下の年金受給者を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。

④ 老齢基礎年金を受給している方で、以下の要件をすべて満たしている方

- ・65歳以上
- ・世帯全員の住民税が非課税
- ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下
- ・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が4,721,000円以下の方(扶養親族などの数に応じて増額)

⑤ 請求手続きが不要な方

既に年金生活者支援給付金を受給している方

⑥ 請求手続きが必要な方

- ・老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、令和5年度において所得額が前年より低下したことなどにより、新たに対象となった方(令和5年9月ごろから順次、日本年金機構が簡易な年金生活者支援給付金請求書(はがき型)を送りしています)
- ・世帯構成の変更や税額の更生などにより、支給要件に当てはまるようになった方

◎これから老齢・障害・遺族基礎年金の受給を始める方は、年金の裁定請求手続きを行う際に、併せて年金生活者支援給付金の認定請求の手続きを行ってください。

不審な電話や案内にご注意ください

厚生労働省や日本年金機構、年金事務所がお客様の家族構成や口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めめることはありません。

⑧ 給付金専用ダイヤル

- ☎(0570)054092
- ・050から始まる電話でかける場合
- ☎(5539)2216



その他

拠点回収の休止(中央小学校、阪本小学校、有馬小学校)

周年行事の実施に伴い、資源の拠点回収を休止します。

⑨ 休止する日

- ・中央小学校 10月28日(土)
- ・阪本小学校 11月11日(土)
- ・有馬小学校 11月25日(土)

⑩ 中央清掃事務所清掃事業係

- ☎(3562)1523

区の地球温暖化対策の取り組み
環境マネジメントシステム(EMS)の運用

区は大規模事業者として、区独自のEMSを導入し、事務事業に係る環境負荷の低減に取り組んでいます。各課・施設では、地球温暖化対策推進員を中心に、各職員が環境配慮活動プログラムに基づき省エネルギー・省資源活動を実施しています。

令和4年度の詳しい取り組み結果は区HPをご覧ください。

⑪ 環境監査の結果報告

EMSが適切かつ継続して運用されているか、その状況を確認するために令和4年10月31日～12月16日まで、38カ所の所属・施設を対象に課長級職員による内部環境監査を実施しました。

監査結果は、「優良事項」が21件、「要改善」が3件、「不適合」はありませんでした。「要改善」の内容は、帰宅時のコンセントオフなどの未徹底と廃棄物保管場所への掲示板未置の指摘であり、監査後速やかに改善されています。

今後の対応として、優良事項の水平的展開を図るとともに、研修や環境監査を通じ、職員の環境に対する意識向上に努めていきます。

⑫ 温室効果ガス排出抑制の取り組み結果

区の事務事業を対象とした、「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」では、令和3年度～令和7年度までの5カ年で、温室効果ガス総排出量を基準年度(平成25(2013)年度)と比較して28%削減、温室効果ガス排出原単位(区施設の床面積1㎡から排出される温室効果ガス排出量)を基準年度(令和元(2019)年度)と比較して5%削減することを目標としています。

区の事務事業に伴う令和4年度の温室効果ガス総排出量は21,230t-CO₂(基準年度比28%減)、温室効果ガス排出原単位は53.1kg-CO₂/㎡(基準年度比0.5%減)となりました。

引き続き、小まめなエコオフィス活動や適切な設備運用、計画的な省エネルギー型の施設整備など、環境に配慮した取り組みを推進していきます。

⑬ 環境課環境企画係

- ☎(3546)5407



区HP

東京都最低賃金改定のお知らせ

10月1日から時間額1,113円に改定されます。都内で働く全ての労働者に適用されます。

⑭ 東京労働局労働基準部賃金課

- ☎(3512)1614
- 東京働き方改革推進支援センター
- ☎0120(232)865



東京労働局HP

令和5年度中央区職員募集

⑮ 募集職種

技能Ⅲ(用務)

⑯ 募集人員

若干名

⑰ 受験資格

国籍・性別を問わず、平成元年4月2日以降に生まれた方

⑱ 第一次選考

11月26日(日)

⑳ 申込期間

10月20日まで

◎受験資格、申し込み方法など詳しくは、区HPまたは区役所3階職員課にある募集案内をご覧ください。

◎募集案内を郵送で請求する場合には、封筒に「中央区職員(応募する職種)募集案内請求」と朱書きし、返信用封筒(角型2号・140円切手を貼り返送先を記入したもの)を同封の上送付してください。

〒104-8404

中央区築地1-1-1

職員課人事係

☎(3546)9565



区HP

特別区立幼稚園臨時的任用教員採用候補者の募集

～区立幼稚園と一緒に働きませんか～

特別区では妊娠出産休暇、育児休業などを取得した教員の代替として働いていただける方の選考を毎月行っています。「子育てや介護で離職したけれどまた働きたい」、「正規職員を目指して現場経験を積みたい」などの意欲のある方はぜひご応募ください。

選考は書類と面接があります。詳しくはHPをご覧ください。電話でお問い合わせください。

⑳ 勤務地

東京23区の区立幼稚園(大田区と足立区を除く)

㉑ 資格

幼稚園教諭普通免許状を現に有する者

◎選考日程や勤務開始日など詳しくはHPをご覧ください。

㉒ 特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局人事企画課採用選考担当

〒102-0072

千代田区飯田橋3-5-1

東京区政会館17階

☎(5210)9751



特別区人事・厚生事務組合教育委員会HP

帰宅チャイムは10月から午後4時30分に放送

子どもたちに帰宅時刻を守る習慣を身に付けてもらうため、区内全域で帰宅チャイム(ウェストミンスターの鐘)を流しています。

㉓ 文化・生涯学習課青少年係

- ☎(3546)5305

企業の障害者雇用を支援します

中央区障害者就労支援センターでは、専任のコーディネーターが障害のある方の就労や生活に関する支援を行う他、障害者雇用を推進する企

業の相談に応じ、制度や障害特性などの情報提供や助言を行っています。また、障害者雇用に関するセミナーを開催しています。

㉔ 障害者雇用を推進する区内の事業主および採用担当者

㉕ 利用日時

月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

㉖ 利用方法

事前に電話またはメールで問へご連絡ください。

㉗ 中央区障害者就労支援センター

☎(3865)3889

FAX(3865)3662

㉘ work@shakyo-chuo-city.jp

10月16日～22日は行政相談週間

「行政相談週間」とは、行政相談(委員)制度を周知し、皆さんに利用していただくために設けているものです。総務省東京行政評価事務所では、「行政相談週間」中の行事として、「東京一日合同行政相談所」を開設し、各行政機関、総務大臣から委嘱された行政相談委員などが行政に関する苦情・要望などの相談に応じます。

㉙ 東京一日合同行政相談所

㉚ 10月16日(月)

午前10時～午後4時

㉛ 新宿駅西口広場イベントコーナー(新宿区西新宿1-5)

㉜ 年金、保険、国税、登記、道路、郵便、マンション管理など

◎「行政苦情110番」でも相談を受け付けています。

㉝ 「行政苦情110番」総務省行政相談センターきくみみ東京

☎(0570)090110

IP電話などをご利用の場合

☎(3363)1100



インターネットによる行政相談受付



中央区保健所コールセンター(新型コロナウイルス感染症一般相談窓口)の廃止

㉞ 廃止日時 9月29日(金) 午後5時
新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談に関しては、10月2日(月)からは以下の問へお問い合わせください。

㉟ 中央区保健所健康推進課感染症対策担当

☎(3541)5988

・新型コロナワクチンについて
中央区新型コロナワクチンコールセンター

☎(0120)421062

㊱ 人口と世帯(住民基本台帳) 9月1日現在

人口	175,663人(うち外国人10,019人)
男	83,519人(うち外国人4,971人)
女	92,144人(うち外国人5,048人)
世帯	100,143

凡例 日時 会場 対象 内容 講師 定員 費用・料金(記載がない場合は無料) 申し込み方法 託児 問い合わせ先 HP ホームページ Eメールアドレス

令和6年度 区立幼稚園園児募集

令和6年度の区立幼稚園3・4・5歳児の募集を行います。

申し込み資格

区内在住で、集団生活が可能な3・4・5歳児

- ・3歳児(令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ)
- ・4歳児(平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ)
- ・5歳児(平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ)

願書の交付・受付期間

10月25日～31日
午後2時30分～4時
各幼稚園で行います。
先着順ではありません。

◎区立幼稚園は通園区域(小学校の通学区域と同じ)があり、

お住まいの住所地により、申し込みできる幼稚園が指定されています。

◎通園区域内に幼稚園がない場合は最寄りの幼稚園、通園区域内の幼稚園が休園中の場合は次に近い幼稚園にそれぞれ申し込みできます。

◎久松幼稚園は令和6年9月に常盤小学校内に移転します。

◎申し込み方法や受付期間、久松幼稚園の移転などについて、詳しくは区HPでご確認ください。

問学務課学事係 ☎(3546)5514



▲区HP

トピックス



中央区総合防災訓練

9月3日、日本橋地域で総合防災訓練が実施されました。多くの方が来場し、主会場の浜町運動場で行われた大規模な消火・救助訓練や、関東大震災100年特設展示などさまざまな防災展示・体験コーナーを熱心に見学していました。子ども向けに各展示を巡る「ぼうさいスタンプラリー」も実施され、子どもから大人まで防災意識を高めるきっかけとなりました。

令和6年度 区立認定こども園園児募集(短時間・幼稚園部分)

令和6年度区立認定こども園3・4・5歳児の募集を行います。

申し込み資格

区内在住で、集団保育が可能な3・4・5歳児

- ・3歳児(令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ)
- ・4歳児(平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ)
- ・5歳児(平成30年4月2日～平成31年4月1日)

申込書の配布・受付期間

10月25日～31日
午前8時30分～午後5時

◎受付期間内に申し込みがない場合は、抽選の対象になりません。

配布・受付場所

- ・区役所6階保育課保育入園係
- ・京橋こども園・晴海こども園
- ◎郵送で申し込む場合は、保育課保育入園係宛てに10月31日(必着)で申込書をご提出ください。

抽選

申し込み人数が募集人数を超えた場合は抽選により内定者を決定します。希望園に兄弟姉妹が在籍している場合は優先取り扱いとし、先に抽選を行います。

その他

- ・各園の募集人数は区HPをご覧ください。
- ・希望園は京橋こども園、晴海こども園のどちらか一つをお選びください。

- ・区立認定こども園の申し込みに併せて、通園区域の区立幼稚園も同時に申し込みできます。
- ・私立認定こども園については、直接各園(勝どきこども園・阪本こども園・昭和こども園・渋谷教育学園晴海西こども園)にお申し込みください。

問保育課保育入園係

☎(3546)9587



▲区HP

区内の文化財

土生玄碩墓

都指定文化財 旧跡
築地三丁目15番1号
築地本願寺境内

江戸時代以前にも行われていた日本と西欧諸国との貿易は、江戸幕府によるキリスト教禁制と貿易統制を目的とした外交政策の一環で、幕末の開国まで200年以上にわたってオランダ一国に限定していた時期がありました。とはいえ、オランダ商船の発着や商船員の居住地および貿易の場所は、寛永13年(1636)に築造された長崎の人工島「出島」に限定されており、長崎奉行の管轄の下でオランダ人の島外への無許可外出や日本人の島内への出入りも制限されていました。また、オランダ船が出島に入港(年1回)するたびに、オランダ商館長からの海外情報(通詞が翻訳した『風説書』)が幕府に提出されるとともに、商館長が出島から出る許可を得て、年に1度(後に4年に

1度)の江戸参府(将軍に拝謁と献上品呈上)が行われました。商館長一行が各地の阿蘭陀宿に止宿したことは、区民史跡「長崎屋跡」(平成28年12月21日号の記事)でも紹介しましたが、この江戸参府はオランダ人と日本人の希少な交流の機会となり、両国の文化全般にわたる交流(各種分野の調査研究)の機会ともなりました。中でも、この時期の日蘭交流における象徴的な人物は、文政6年(1823)に長崎のオランダ商館付医員に任じられて来日した、フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト(1796～1866)です。来日の翌年、長崎郊外に診療所・医学私塾「鳴滝塾」を開いたシーボルトは、日本人への実地診療や多くの門人(高野長英・二宮敬作・高良斎・伊東玄朴・伊東圭介など)を集め、自然科学の深い知識と探求心(来日前は外科軍医や東インド自然科学調査官を歴任)をもって庭に植物園(後に出島にも開園)も設けました。文政9年(1826)には、商館長ステュルレルの江戸参府随行(2月～7月)に当たり、鳴滝塾の門人や長崎の絵師(川原慶賀)を一行に加えて日本の自然や風俗の調査が行われ、江戸滞在中には日本の蘭

学者や医師、天文学者や北方探検家(大槻玄沢・桂川甫賢・宇田川榕菴・土生玄碩・高橋景保・最上徳内など)とも会見・交流をしました。なお、現在の築地本願寺境内には、商館長の江戸参府随行中のシーボルトから教えを受けた門人の一人である眼科医・土生玄碩(1762～1848)の墓石(都指定旧跡「桑翁土生君之墓」)や顕彰碑(徳川家達の題額石碑「土生玄碩先生之碑」)が立っています。安芸国高田郡吉田(現在の広島県安芸高田市)の眼科医・土生家に生まれた玄碩は、5年の京都遊学(医師・和田東郭に師事)を経て家業を継ぎ、享和3年(1803)に広島藩医となりました。文化5年(1808)には、盛岡藩第10代・南部利敬の正室(広島藩第7代・浅野重晟の6女・教子)の眼病治療を命じられて江戸藩邸に赴き、当地での治療(治癒)の名声が広まったことで、文化7年(1810)には幕府の奥医師、文化13年(1816)には法眼に叙せられました。眼科医の盛名を博し、幕府侍医にまで栄達を遂げた玄碩ですが、江戸滞在中のシーボルトが治験した瞳孔を散大させる秘薬(散瞳薬)に驚嘆し、施術に有効な新薬の製法を得ようとは



土生玄碩墓

度も会見・懇願したといえます。最終的には、危険を顧みずに将軍下賜の国禁品(商館長に御召葵御紋服之羽織、シーボルトに御紋付御帷子・御紋付小袖表)と引き換えに製薬教示を得ましたが、数年後にこのことが発覚(文政11年(1828)のシーボルト事件に連座)し、改易・禁錮の身(子の玄昌による第12代将軍・徳川家慶への眼病治療の功で天保8年(1837)に解かれる)となりました。嘉永元年(1848)に87歳で没した玄碩(大正4年(1915)に従四位追贈)は、菩提寺の真龍寺(築地本願寺の寺中寺院)に葬られ、震災後の墓地移転などを経て当地に改葬されています。

中央区教育委員会

学芸員 増山一成

凡例

問問い合わせ(申込)先

HPホームページ

Eメールアドレス

ちゅうおう 区のおしらせ



SNSなど

